

ミニレポート vol.6

夫の年金を強制的に分割する 「3号分割制度」



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

夫の年金を強制的に分割する 「3号分割制度」

◆「離婚分割」とは異なる「3号分割」

平成 19 年 4 月から、夫婦が離婚した場合に厚生年金を分割する制度（「離婚分割制度」）が始まって大きな話題を呼びましたが、平成 20 年 4 月からは新たに「3号分割制度」がスタートしました。

「3号分割制度」は「夫が厚生年金保険の被保険者、妻が第3号被保険者」という夫婦が離婚した場合、平成 20 年 4 月 1 日以降の第3号被保険者期間について、妻からの請求により、夫の特定期間（特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間）中の被保険者期間の標準報酬を自動的に2分の1に分割するというものです。

この「3号分割」は、「離婚分割」のように夫婦間の合意は必要ないのが大きな特徴です（なお「離婚分割」の場合であっても、按分割合等についての合意は必要です）。

◆保険料は夫婦が共同して負担したもの

標準報酬を自動的に2分の1にするという考え方は、「第3号被保険者を配偶者とする第2号被保険者

の保険料は夫婦が共同して負担したものである」という基本的認識を根拠にしています。

なお、平成 20 年 4 月以後の「離婚分割」についてですが、「3号分割」をまず行ったうえで「離婚分割」を行う必要があります。「3号分割」のみの請求も可能とされています。

また、複数回結婚・離婚等をした場合には、それらの特定期間を通算して3号分割の請求を行うことはできません。それぞれの離婚等ごとにその請求期限内に3号分割の請求を行わなければならないのです。

◆「離婚分割」の申立てはどのくらいあったか？

「離婚分割」の申立ては、制度開始時から昨年までの9カ月間で8,322件あったことが最高裁判所の集計で明らかになっています。1カ月平均 800～1,000 件で推移しており、離婚調停・訴訟に合わせ申立てられたケースが7,479件あり、合意に至らずに審判などに持ち込まれたケースが843件あったそうです。

今後、果たして「3号分割」の申立てはどのくらいあるのでしょうか？ また、この制度のスタートにより離婚の件数にも影響を与えるのか、注目したいところです。